

以下の通り、データ伝送サービス・アンサーサービス利用規定（VALUX・AnserDATAPORT）および関連諸規定を改定いたします。

- ・本改定内容は改定日以降に有効となります。
- ・現在有効な各利用規定については、ホームページの「規定集」ページ（<https://www.114bank.co.jp/support/kitei/>）よりご確認ください。

改定日 2023年1月20日（金）

改定対象利用規定および改定内容

データ伝送サービス「AnserDATAPORT」利用規定

項番	改定場所	改定後	改定前
1	第1条 データ伝送サービス	4. 利用手数料等 (1) 本サービスの利用にあたっては、本サービス契約手数料、利用手数料および消費税・地方消費税相当額（以下「消費税」といいます。）をいただきます。（税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。）手数料金額につきましては、当行所定のものとなりますので、ウェブサイト上で随時ご確認ください。この場合、当行は本サービス契約手数料、利用手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、本サービスについてお客さまから届け出ていただく利用手数料引落口座から当行所定の日に自動的に引落します。 <以下省略>	4. 利用手数料等 (1) 本サービスの利用にあたっては、本サービス契約手数料、利用手数料および消費税・地方消費税相当額（お客さまが非居住者であるか、また本サービスの提供が消費税の免除され得るものであるかを問いません。以下「消費税」といいます。）をいただきます。（税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。）手数料金額につきましては、当行所定のものとなりますので、ウェブサイト上で随時ご確認ください。この場合、当行は本サービス契約手数料、利用手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、本サービスについてお客さまから届け出ていただく利用手数料引落口座から当行所定の日に自動的に引落します。 <以下省略>
2	第5条 取引等の依頼	3. 依頼内容の確定 <中略> (2) データエントリーサービスの依頼に係るデータは、取引依頼データと照合データとします。 ①照合データは、取引依頼データとの照合に必要な所定事項を入力したもので、取引依頼データを送信した後に、すみやかに照合データを送信するものとします。 ②照合データがデータ引渡票方式の場合は、所定のデータ引渡票に所定事項を記載し、あらかじめ当行が指定したファクシミリ番号あてに取引依頼データを送信した後に、すみやかにファクシミリ送信してください。 ③本項（1）にて行う照合は、取引依頼データと照合データとの所定事項の一致をもって完了するものとします。 <以下省略>	3. 依頼内容の確定 <中略> (2) データエントリーサービスの依頼に係るデータは、取引依頼データと照合データとします。 ①照合データは、取引依頼データとの照合に必要な所定事項を入力したもので、取引依頼データを送信した後に、すみやかに照合データを送信するものとします。 ②照合データがデータ引渡票方式の場合は、所定のデータ引渡票に所定事項を記載し、あらかじめ当行が指定したファクシミリ番号あてに取引の受付期限内にすみやかにファクシミリ送信してください。 ③本項（1）にて行う照合は、取引依頼データと照合データとの所定事項の一致をもって完了するものとします。 <以下省略>
3	第6条 データエントリーサービス	2. 取引の受付 (1) データエントリーサービスの依頼に係るデータの受付時間は16時まで（照合データがデータ引渡票方式の場合は15時まで）とし、受付期日は次によるものとします。 ①総合振込は、振込指定日の1営業日前まで ②給与賞与振込は、振込指定日の3営業日前まで ③特別徴収地方税納入は、納付日の5営業日前まで ④預金口座振替は、振替指定日の5営業日前まで <以下省略>	2. 取引の受付 (1) データエントリーサービスの受付期限は次によるものとします。 ①総合振込は、振込指定日の1営業日前の16時まで ②給与賞与振込は、振込指定日の3営業日前の16時まで ③特別徴収地方税納入は、納付日の5営業日前の16時まで ④預金口座振替は、振替指定日の5営業日前の16時まで <以下省略>
4	第11条 照会通知サービス	2. 情報の提供 <中略> (3) 振込や入出金などに内容の変更があった場合、当行はすでに照会通知サービスで提供した情報について訂正または取消を行うことがあります。お客さまは、最終的な取引内容については、通帳等により確認してください。 <以下省略>	2. 情報の提供 <中略> (3) 振込や入出金などに内容の変更があった場合、当行はすでに照会通知サービスで提供した情報について訂正または取消を行うことがあります。この場合、訂正または取消した旨の通知は行いません。お客さまは、最終的な取引内容については、通帳等により確認してください。 <以下省略>
5	第14条 免責事項など	3. 本サービスに使用する機器（以下「取引機器」といいます。）および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客さまの責任において確保してください。当行は、当契約により取引機器が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、取引機器が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。	3. 使用端末機および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客さまの責任において確保してください。当行は、当契約により使用端末機が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、使用端末機が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

データ伝送サービス「VALUX」利用規定

項番	改定場所	改定後	改定前
1	第1条 データ伝送サービス	4. 利用手数料等 (1) 本サービスの利用にあたっては、本サービス契約手数料、利用手数料および消費税・地方消費税相当額（以下「消費税」といいます。）をいただきます。（税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。）手数料金額につきましては、当行所定のものとなりますので、ウェブサイト上で随時ご確認ください。この場合、当行は本サービス契約手数料、利用手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、本サービスについてお客さまから届け出ていただく利用手数料引落口座から当行所定の日に自動的に引落します。 <以下省略>	4. 利用手数料等 (1) 本サービスの利用にあたっては、本サービス契約手数料、利用手数料および消費税・地方消費税相当額（お客さまが非居住者であるか、また本サービスの提供が消費税の免除され得るものであるかを問いません。以下「消費税」といいます。）をいただきます。（税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。）手数料金額につきましては、当行所定のものとなりますので、ウェブサイト上で随時ご確認ください。この場合、当行は本サービス契約手数料、利用手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、本サービスについてお客さまから届け出ていただく利用手数料引落口座から当行所定の日に自動的に引落します。 <以下省略>
2	第5条 取引等の依頼	3. 依頼内容の確定 (1) 本サービスにかかる取引等の依頼は、当行所定の方法により、依頼に係るデータを当行に送信する方法によって行うものとします。このデータ送信が当行所定の方法により当行の受付期限内に行われ、正常に当行所定事項の照合を完了した時点で当該取引等の依頼内容が確定したものとし、各取引等の手続を行います。 (2) データエントリーサービスの依頼に係るデータは、取引依頼データと照合データとします。 ①照合データは、取引依頼データとの照合に必要な所定事項を入力したものです。照合データはデータ引渡票方式によるものとし、所定のデータ引渡票に所定事項を記載し、あらかじめ当行が指定したファクシミリ番号あてに取引依頼データを送信した後に、すみやかにファクシミリ送信してください。 ②本項（1）にて行う照合は、取引依頼データと照合データとの所定事項の一致をもって完了するものとします。 (3) 当該取引等の依頼内容が確定した後は、お客さまの都合による当該取引の依頼の変更または取消を行わないものとします。	3. 依頼内容の確定 (1) 本サービスにかかる取引等の依頼は、当行所定の方法により、依頼に係るデータを当行に送信する方法によって行うものとします。このデータ送信が当行所定の方法により当行の受付期限内に行われ、正常に当行所定事項の照合を完了した時点で当該取引等の依頼内容が確定したものとし、各取引等の手続を行います。 (2) データエントリーサービスの依頼に係るデータは、取引依頼データと照合データとします。 ①照合データは、取引依頼データとの照合に必要な所定事項を入力したものです。照合データはデータ引渡票方式によるものとし、所定のデータ引渡票に所定事項を記載し、あらかじめ当行が指定したファクシミリ番号あてに取引の受付期限内にすみやかにファクシミリ送信してください。 ②本項（1）にて行う照合は、取引依頼データと照合データとの所定事項の一致をもって完了するものとします。 (3) 当該取引等の依頼内容が確定した後は、お客さまの都合による当該取引の依頼の変更または取消を行わないものとします。
3	第11条 照会通知サービス	2. 情報の提供 (1) 当行は、あらかじめ届出のあった基準に従い、当行所定のデータフォーマットで送信します。 (2) 照会通知サービスで提供される情報は、お客さまへの送信時点で当行のシステム上提供可能なものに限られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものとは限りませんのでご注意ください。 (3) 振込や入出金などに内容の変更があった場合、当行は既に照会通知サービスで提供した情報について訂正または取消を行うことがあります。お客さまは、最終的な取引内容については、通帳等により確認してください。 (4) 本項（2）（3）により生じた損害については、当行は責任を負いません。	2. 情報の提供 (1) 当行は、あらかじめ届出のあった基準に従い、当行所定のデータフォーマットで送信します。 (2) 照会通知サービスで提供される情報は、お客さまへの送信時点で当行のシステム上提供可能なものに限られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものとは限りませんのでご注意ください。 (3) 当行は、お客さまからの訂正依頼、その他取引内容に変更があった場合は、既に送信した内容について変更または取消を行うことがあります。この場合、訂正データにより通知しますが、最終的な取引内容については、預金通帳・照合表・計算書等により確認してください。 (4) 本項（2）（3）により生じた損害については、当行は責任を負いません。
4	第15条 免責事項など	3. 本サービスに使用する機器（以下「取引機器」といいます。）および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客さまの責任において確保してください。当行は、当契約により取引機器が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、取引機器が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。	3. 使用端末機および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客さまの責任において確保してください。当行は、当契約により使用端末機が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、使用端末機が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

アンサーサービス「VALUX」利用規定

項番	改定場所	改定後	改定前
1	第1条 アンサーサービス	4. 利用手数料等 (1) 本サービスの利用にあたっては、本サービス契約手数料、利用手数料および消費税・地方消費税相当額（以下「消費税」といいます。）をいただきます。（税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。）手数料金額につきましては、当行所定のものとなりますので、ウェブサイト上で随時ご確認ください。この場合、当行は本サービス契約手数料、利用手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、本サービスについてお客さまから届け出ていただく利用手数料引落口座から当行所定の日に自動的に引落します。 <以下省略>	4. 利用手数料等 (1) 本サービスの利用にあたっては、本サービス契約手数料、利用手数料および消費税・地方消費税相当額（お客さまが非居住者であるか、また本サービスの提供が消費税の免除され得るものであるかを問いません。以下「消費税」といいます。）をいただきます。（税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。）手数料金額につきましては、当行所定のものとなりますので、ウェブサイト上で随時ご確認ください。この場合、当行は本サービス契約手数料、利用手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、本サービスについてお客さまから届け出ていただく利用手数料引落口座から当行所定の日に自動的に引落します。 <以下省略>
2	第5条 取引等の依頼	2. サービス指定口座の届出 <中略> (3) 手数料引落口座は、振込手数料ならびに消費税（以下「振込手数料等」といいます。）を引落すために定める口座です。振込・振替取引を実施の都度振込手数料等を引落す場合は、振込資金または振替資金引落口座が手数料引落口座となります。後日一括して振込手数料等を引落す場合は、振込手数料引落口座を届け出て手数料引落口座を定めてください。手数料引落口座は、普通預金（カードローンおよび貯蓄預金を除く）と当座預金が指定可能な口座となります。 <以下省略>	2. サービス指定口座の届出 <中略> (3) 手数料引落口座は、振込・振替取引の実施にあたっては、振込手数料ならびに消費税の引落口座として利用する口座です。手数料引落口座は、普通預金（カードローンおよび貯蓄預金を除く）と当座預金が指定可能な口座となります。 <以下省略>
3	第6条 振込・振替サービス	3. 振込・振替契約の成立等 <中略> (3) 当行は、依頼内容確定時（ただし、振込・振替予約の場合には、振込・振替指定日の当行所定の時刻）に、振込・振替資金、振込手数料等（以下「振込・振替資金等」といいます。なお、後日一括して引落す振込手数料等は振込・振替資金等から除きます。）を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしに、支払指定口座から自動的に引落します。 <以下省略> 5. 振込手数料等 振込・振替サービスによる振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料および消費税をいただきます。振込手数料等を後日一括して引落す支払いについては、当行所定の日に預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで手数料引落口座から自動的に引落します。 6. 振込・振替取引内容の確認 (1) 振込・振替サービスによる振込・振替取引の内容は、使用端末機により、当行所定の期間・方法によって照会することかできます。 (2) 当行は、振込・振替取引について、毎月の振込・振替取引について翌月の第3営業日までにその明細を記載した通知を発信しますので、依頼内容を確認してください。 (3) 本項(1)(2)の場合において取引内容に相違があるとき、または前(2)の場合において通知が届かないときは、直ちにその旨を当店または当行F Bサポートセンターに連絡してください。	3. 振込・振替契約の成立等 <中略> (3) 当行は、依頼内容確定時（ただし、振込・振替予約の場合には、振込・振替指定日の当行所定の時刻）に、振込・振替資金、振込手数料（第5項 ただし、書きの方法により支払うものを除きます。）その他振込・振替サービスに関連して必要となる手数料（以下「振込・振替資金等」といいます。）を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしに、支払指定口座から自動的に引落します。 <以下省略> 5. 振込手数料等 振込・振替サービスによる振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料および消費税をいただきます。ただし、その支払いについては、当行所定の日に一括して引落す方法によることができます。 6. 振込・振替取引内容の確認 (1) 振込・振替サービスによる振込・振替取引の内容は、使用端末機により、当行所定の期間・方法によって照会することかできます。 (2) 当行は、振込・振替取引について、次の基準により、その明細を記載した通知を発信しますので、依頼内容を確認してください。 毎月の振込・振替取引について翌月の第3営業日までに発信。 (3) 本項(1)(2)の場合において取引内容に相違があるとき、または前(2)の場合において通知が届かないときは、直ちにその旨を当店に連絡してください。
4	第9条 照会サービス	1. 照会サービスは、第5条第2項(2)の規定に従い届出のサービス対象口座について、第2条に定める口座情報の提供を受けることができます。 2. 照会サービスは、使用端末機によって、当行所定の情報の提供を依頼する場合に利用できるものとしします。 3. 当行は、NTTデータのANSERシステムの仕様にもとづき利用サービス内容を送信します。 4. 照会サービスで提供される情報は、お客さまへの送信時点で当行のシステム上提供可能なものに限られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものとは限りませんのでご注意ください。 5. 当行は、振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更があった場合は、既にご送信した内容について変更または取消を行うことがあります。最終的な取引内容については、通帳・照合表・計算書等により確認してください。	1. 照会サービスは、第5条第2項(2)の規定に従い届出のサービス対象口座について、第2条に定める口座情報の提供を受けることができます。 2. 照会サービスを依頼する場合には、第6条第2項(2)に準じて、所定の事項を使用端末機によって、当行所定の方法により入力してください。 3. 当行は、NTTデータのANSERシステムの仕様にもとづき利用サービス内容を送信します。 4. 照会サービスで提供される情報は、お客さまへの送信時点で当行のシステム上提供可能なものに限られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものとは限りませんのでご注意ください。 5. 当行は、お客さまからの訂正依頼、その他取引内容に変更があった場合は、既にご送信した内容について変更または取消を行うことがあります。最終的な取引内容については、通帳・照合表・計算書等により確認してください。
5	第10条 取引内容の確認等	1. 取引内容の照会 本サービスにより行った取引について、お客さまは照会サービスにより、当該取引の成立・不成立および当該取引の内容を確認するようにしてください。 <以下削除>	1. 取引内容の照会 本サービスにより行った取引について、お客さまは照会サービスにより、当該取引の成立・不成立および当該取引の内容を確認するようにしてください。なお、本サービスにより行った取引について、当行はその取引の実施後に当該取引の明細を記載した書面の交付は行いません。
6	第13条 免責事項など	3. 本サービスに使用する機器（以下「取引機器」といいます。）および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客さまの責任において確保してください。当行は、当契約により取引機器が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、取引機器が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。	3. 使用端末機および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客さまの責任において確保してください。当行は、当契約により使用端末機が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、使用端末機が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

給与振込・総合振込取扱規定

項番	改定場所	改定後	改定前
1	7. 手数料	給与振込・総合振込の事務取扱いはあたっては、当行所定の手数料および消費税をいただきます。（税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。）手数料および消費税は、当行所定の日に、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで、別途お届けいただいた指定の手数料引落口座から自動的に引落します。	給与振込・総合振込の事務取扱いはあたっては、当行所定の手数料をいただきます。手数料は、当行所定の日に、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで、別途お届けいただいた指定の手数料引落口座から自動的に引落します。

特別徴収地方税取扱規定

項番	改定場所	改定後	改定前
1	2. 納入資金等の引落し	(4) 手数料 特別徴収地方税納入事務取扱いはあたっては、当行所定の手数料および消費税をいただきます。（税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。）手数料および消費税は、当行所定の日に、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで、別途お届けいただいた指定の手数料引落口座から自動的に引落します。	(4) 手数料 特別徴収地方税納入事務取扱いはあたっては、当行所定の手数料をいただきます。手数料は、当行所定の日に、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで、別途お届けいただいた指定の手数料引落口座から自動的に引落します。

口座振替収納事務取扱規定

項番	改定場所	改定後	改定前
1	5. 口座への入金	当行は、振替日の2営業日後までに振替代り金を委託者の預金口座に入金します。	当行は、振替日の3営業日後までに振替代り金を委託者の預金口座に入金します。
2	9. 手数料	口座振替収納事務取扱いはあたっては、当行所定の手数料および消費税をいただきます。（税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。）手数料および消費税は、当行所定の日に、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで、別途お届けいただいた指定の手数料引落口座から自動的に引落します。	口座振替収納事務取扱いはあたっては、当行所定の手数料をいただきます。手数料は、当行所定の日に、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで、別途お届けいただいた指定の手数料引落口座から自動的に引落します。

以上